

## 第1回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会次第

### 1 開 会

### 2 世田谷区高齢福祉部長挨拶

### 3 議 事

（1）世田谷区の認知症施策について・・・・・・・・・・資料4

（2）「（仮称）世田谷区認知症施策推進条例」制定の検討について・・・資料5・6

（3）認知症施策における区・区民・事業者の主な役割について・・・・資料7

（4）その他

・次回（第2回）の開催日程について

第1候補日：平成31年5月27日（月）

第2候補日：平成31年5月28日（火）

第3候補日：平成31年5月29日（水）

#### 配布資料

- ・資料1 （仮称）世田谷区認知症施策推進条例 委員名簿
- ・資料2 （仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 委嘱状
- ・資料3 （仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会設置要綱
- ・資料4 世田谷区の認知症施策について
- ・資料5 「（仮称）世田谷区認知症施策推進条例」制定の検討について
- ・資料6 （仮称）世田谷区認知症施策推進条例の位置づけ
- ・資料7 認知症施策における区・区民・事業者の主な役割（案）

#### 参考資料

- ・参考1 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想（本編）（概要版）
- ・参考2 第1回認知症施策推進のための有識者会議（平成31年1月30日）
- ・参考3 第2回認知症施策推進のための有識者会議（平成31年3月29日）
- ・参考4 公明党「認知症施策推進基本法案概要」（平成31年1月17日）

## (仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 委員名簿

	区分	氏名	職(所属)等
1	学識経験者	村中峯子	前(公社)日本看護協会健康政策部部長
2	学識経験者	田中富美子	田中法律事務所弁護士
3	地区医師会	太田雅也	(社)世田谷区医師会理事
4	地区医師会	山口 潔	(社)玉川医師会理事
5	介護保険事業者	徳永宣行	世田谷区介護サービスネットワーク代表
6	地域活動団体	高橋聡子	在宅介護家族の会「フェロー会」代表
7	地域活動団体	金安博明	世田谷区社会福祉協議会地域社協課長
8	行政	長岡光春	世田谷区高齢福祉部長
9	行政	佐久間 聡	世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長(事務局)

## (仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会設置要綱

平成 31 年 3 月 29 日  
30 世介予第 310 号

## (目的及び設置)

第 1 条 認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会を実現することを目的に、(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例 (以下「条例」という。) の制定に係る検討を行うため、(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 条例の制定に関すること。
- (2) 区の認知症に係る施策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

## (委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 10 人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 認知症専門医その他の医療関係者
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 認知症である者の家族で構成する団体の構成員
- (5) 高齢福祉部長
- (6) 高齢福祉部介護予防・地域支援課長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた者

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ学識経験を有する者である委員 1 人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議は、これを公開しない。
- 4 委員会は議事概要を作成し、これを公表する。

## (関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説

明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高齢福祉部介護予防・地域支援課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

平成 31 年 4 月 22 日  
介護予防・地域支援課

## 世田谷区の認知症施策について

### 1 主旨

区における認知症施策について、平成 30 年度の事業の実績及び認知症在宅生活サポートセンター（以下「センター」という）の準備状況について報告する。

### 2 実施状況

認知症の早期対応・早期支援の取り組みとして、あんしんすこやかセンターでの「もの忘れ相談窓口」「認知症初期集中支援チーム事業」のほか、身近な場所で医師と相談できる「もの忘れチェック相談会」を拡充し、あんしんすこやかセンターで行う「地区型」を 12 か所で実施した。また、認知症の方と家族介護者への支援として、24 地区 40 か所で運営されている認知症カフェの情報を一覧にしたカフェハンドブックを新規に作成し、普及啓発の充実を図った。さらに、若年性認知症を含む軽度認知症の人が自ら意欲的に参加出来ることをめざした「認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業」については、28～30 年度の 3 年間に東京都の補助を活用し、5 地域で各 1 か所の認知症対応型通所介護事業所で、プログラム開発等を実施し、認知症施策の総合的な推進に取り組んだ。

#### (1) あんしんすこやかセンターもの忘れ相談

平成 21 年度より、各あんしんすこやかセンターに「もの忘れ相談窓口」を開設し、認知症に関する様々な相談を受け、早期対応・早期支援を行う。

実績（30分以上の相談件数）	
平成 29 年度	平成 30 年度（平成 30 年 10 月まで）
実件数 1,488 件 延件数 9,074 件	実件数 882 件 延件数 5,720 件

#### (2) 認知症初期集中支援チーム事業

認知症（疑い含む）の高齢者や家族を対象に、看護師、医師等からなる専門職チームが定期的に家庭訪問（6 ヶ月程度）し、集中的に支援を行うことにより、認知症に関する正しい情報提供や、認知症の進行や介護に関する心理的負担の軽減、医療や介護サービスの円滑な導入を図り、支援体制を行う。

実績		センター機能(※)
平成 29 年度	平成 30 年度（平成 30 年 12 月まで）	
実数 66 人 延数 365 人	実数 70 人 延数 256 人	機能 1

※ 別紙参照

(3) 認知症高齢者の家族会及び認知症高齢者の家族のための心理相談

孤立しがちな認知症高齢者の家族介護者を対象に、認知症ケアに関する情報を提供するとともに、家族介護者同士の交流や、臨床心理士による個別相談を実施し、家族介護者の心理的負担の軽減を図る。

家族会 実績			センター 機能
平成29年度		平成30年度(平成30年12月まで)	
31回実施	実数104人 延数172人	22回実施 実数64人 延数105人	機能2

認知症家族のための心理相談 実績			センター 機能
平成29年度		平成30年度(平成30年12月まで)	
10回実施	実数19人 延数19人	8回実施 実数14人 延数14人	機能2

(4) もの忘れチェック相談会

認知症(疑い含む)の高齢者や家族を対象に、早期に医師と個別に相談ができる機会を提供し、認知症の早期発見・医療による早期対応を図る。医師との相談の結果、認知症の疑いがあり医療につながり必要性があると判断された場合は、かかりつけ医への連絡票により相談内容の報告を行うほか、必要に応じて専門外来等の受診につなげる。

- ・従来型 : 各総合支所を会場とした個別相談型の相談会
- ・地区型 : 各あんしんすこやかセンターを会場とした個別相談型の相談会
- ・啓発型 : 医師の講話とあんしんすこやかセンターによる個別相談を合わせた相談会

実績			センター 機能
種別	平成29年度	平成30年度(平成30年12月まで)	
(従来型)	10回実施 実数70人	5回実施 実数31人	機能2
(地区型)	5回実施 実数11人	9回実施 実数24人	
(啓発型)	2回実施 実数54人	4回実施 実数162人	

(5) 認知症カフェ

認知症の人や家族が地域の身近な場所で、医療・保健・福祉の専門職へ気軽に相談し、地域の方と交流することにより、認知症の人や家族の孤立を防ぐとともに、交流を通して、認知症に関する理解や地域の共助意識の構築及び情報の発信を行う。

実績		センター 機能
平成29年度	平成30年度(平成30年12月まで)	
累計24地区40か所	累計24地区40か所	機能3

(6) 認知症講演会

医師による医学的な講話と認知症サポーター養成講座を合わせ、認知症の普及啓発を行う。

実績		センター機能
平成29年度	平成30年度(平成30年12月まで)	
3回実施 延数125人	3回実施 延数115人	機能3

(7) 認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業

若年性認知症を含む軽度認知症の人が自ら意欲的に参加できる軽作業やボランティア等の活動プログラムを開発し、指定認知症対応型通所介護事業所において行う。

平成28年度	実績		センター機能
	平成29年度	平成30年度(平成30年12月まで)	
<実施地域> ・世田谷(1か所)	・玉川、烏山地域に拡充 (計3か所)	・砧、北沢地域に拡充 (計5か所)	機能4
<主な軽作業> ・野菜の袋詰と値札付け ・バザー物品の値札付け ・フリードリンクの提供作業(せたがや福社区居民学会でのボランティア)	<主な軽作業> ・地域の農園での農作業 ・商店街のパンフレットの三つ折り作業 ・保育園でのボランティア(配膳前のテーブル拭き、絵本の読み聞かせ) ・地域福祉事務所のデータ入力等事務補助 ・障害者通所施設における調理ボランティア	<主な軽作業> ・保育園でのボランティア(園内の環境整備、園庭の草むしり、) ・手作り作品の開発及びイベントやバザー等での提供 (どら焼き、あんぱん、白玉ぜんざい、ケーキとクッキー)	
<普及啓発> ・講演会	<普及啓発> ・講演会(認知症のご本人が講師として参加) ・リーフレットの作成	<普及啓発> ・講演会(認知症のご本人が講師として参加) ・リーフレットの配付	



・事務所のデータ入力等事務補助



・保育園でのボランティア



・地域の農園での農作業

### (8) 医師による相談事業

認知症（疑い含む）の高齢者や家族を対象に、医師による訪問またはケース会議を行い、医療受診の緊急性の判断及び生活状況や認知機能のアセスメントを行い、連絡票を用いた受診勧奨、対応方法に関する家族等への助言を行う。

実績		センター 機能
平成29年度	平成30年度（平成30年12月まで）	
11回実施 実数11人	5回実施 実数5人	機能4

### (9) 認知症サポーター養成講座

一般区民を対象として、認知症に関する正しい知識の普及や認知症の方への対応、地域での支えあい活動を目的とした普及啓発の講座。

実績		センター 機能
平成29年度	平成30年度（平成30年12月まで）	
129回実施 延数3,230人 累計28,119人	68回実施 延数1,950人 累計30,069人	機能5

### (10) 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーターを対象に、認知症への理解促進とあわせて、認知症に関する地域の見守りや支えあいの実践者として人材育成する実践的なプログラムを取り入れた講座。

実績		センター 機能
平成29年度	平成30年度（平成30年12月まで）	
1講座実施（2日制） 実数17人	1講座実施（2日制） 実数12人	機能5

## 2、センターの準備状況・・・別紙参照

平成30年4月より、センターの開設準備室である認知症在宅生活サポート室（豪徳寺2丁目28番3号 旧厚生会館内）において、区と委託事業者による併行運営を開始している。

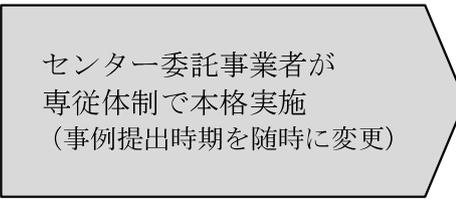
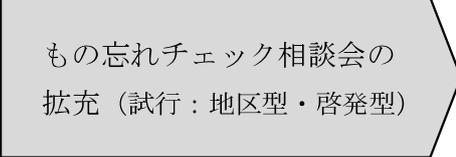
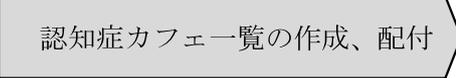
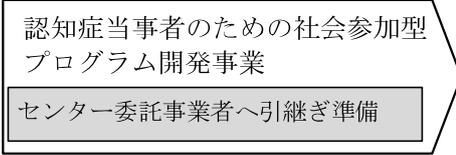
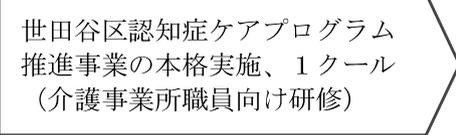
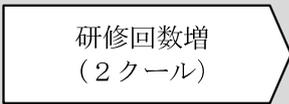
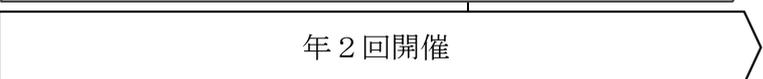
区と委託事業者は定期的に連絡会議を開催し、センター構想に基づく5機能の事業について順次引継ぎながら事業を実施している。

## 3 今後の取り組みについて

- ①センター機能に係る事業は、センター構想に基いて計画どおり実施できており、平成32年度（2020年）のセンターの円滑な開設に向け、運営体制づくりをさらに進める。
- ②認知症サポーターのさらなる養成や活用、認知症カフェの未整備地区の開設等の支援に取り組み、認知症の本人や家族をあたたく見守る地域づくりを進める。

- ③認知症の本人や家族による認知症施策の企画・評価への参画や認知症本人交流会（本人ミーティング）の実施など、当事者の視点を重視した取り組みを進める。
- ④区・区民・事業者が一丸となって認知症になっても安心して暮らし続けられる社会の実現に向け、国の「(仮称) 認知症施策推進基本法」制定の動向も注視し、認知症施策の総合的な推進に取り組むため、認知症に関する条例制定も視野に入れ検討を進める。

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想のスケジュール

センター機能	主な事業	平成30年度 センター委託事業者と併行運営	平成31年度 (予定)
機能1 訪問サービス による在宅支 援サポート機 能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チーム事業</li> </ul>		訪問実人数の拡充
機能2 家族支援サポ ート機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症家族会、勉強会</li> <li>・家族のための心理相談</li> <li>・もの忘れチェック相談会</li> </ul>		もの忘れチェック相談会、地区型・啓発型の本格実施
機能3 普及啓発・情報 発信機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症講演会</li> <li>・介護者の会、家族会一覧</li> <li>・認知症ケアパス</li> </ul>	 	センターホームページ開設及びセンター機関誌発行の準備
機能4 技術支援・連携 強化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症専門相談員連絡会</li> <li>・医師による専門相談事業</li> </ul>		認知症対応型通所介護施設でのプログラムの普及及び支援
機能5 人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(都) 認知症の人の地域生活を支援するケアプログラム推進事業</li> <li>・認知症サポーター養成講座</li> <li>・認知症サポーターステップアップ講座</li> </ul>	 	 全区版、認知症サポーター養成講座の拡充
開設準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症在宅生活サポート室</li> <li>・認知症施策評価委員会</li> </ul>	  	

平成 31 年 4 月 22 日  
高 齢 福 祉 部  
介護予防・地域支援課

## 「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」制定の検討について

### 1 主旨

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会を実現することを目的に、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させ、区・区民・地域団体・関係機関・事業者が、その基本理念やそれぞれの責務を広く共有し、地域共生社会の実現に向けて一体となって取り組むため、標記の条例の制定に向けた検討を進める。

### 2 制定理由

区は、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加を受け、平成 25 年度に、認知症の在宅支援施策を推進する拠点として「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定し、平成 32 (2020) 年 4 月「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」(以下「センター」という。)の開設を目指している。

この間、センターの開設に向けて、認知症初期集中支援チーム事業、家族支援、認知症理解の普及・啓発、医師による専門相談、事業者への認知症ケア研修など、認知症の在宅支援施策を総合的に推進してきたほか、地域包括ケアシステムの地区展開の中で、認知症特有の地区課題の把握や社会資源の開発を進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け取り組んできた。

しかしながら、いまだ認知症に関する正しい理解の不足等から、認知症の人やその家族が地域社会から孤立し生きづらさを感じたり、適切な支援に結びつかないなどの現状があり、認知症の人やその家族が不当な偏見や差別にさらされることなく、住み慣れた地域で安心して住み続けられるためには、認知症の人やその家族に関わる団体や事業者等、及び広く区民が正しい理解と果たすべき役割のもと、地域で温かく包摂する社会の実現をより一層進めていくことが求められる。

このため、平成 32 (2020) 年度のセンター開設にあわせ、区・区民・事業者等が、認知症に対する基本理念及びその責務を広く共有し、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させながら、認知症の在宅支援施策の総合的な推進及び地域共生社会の実現に向けて一体となって取り組むため「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」の制定に向けた検討を進める。

### 3 条例の基本的な考え方（案）

以下2点を柱とし、「認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会の形成の促進」する条例とする。

- (1) 認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会を実現する基本理念、区・区民・地域団体・関係機関・事業者の責務及び認知症施策の基本的な事項を定める。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に認知症施策についての行動計画を定める旨を明記するなど、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向け、課題解決への実効性を備えた内容とする。

### 4 基本理念（案）

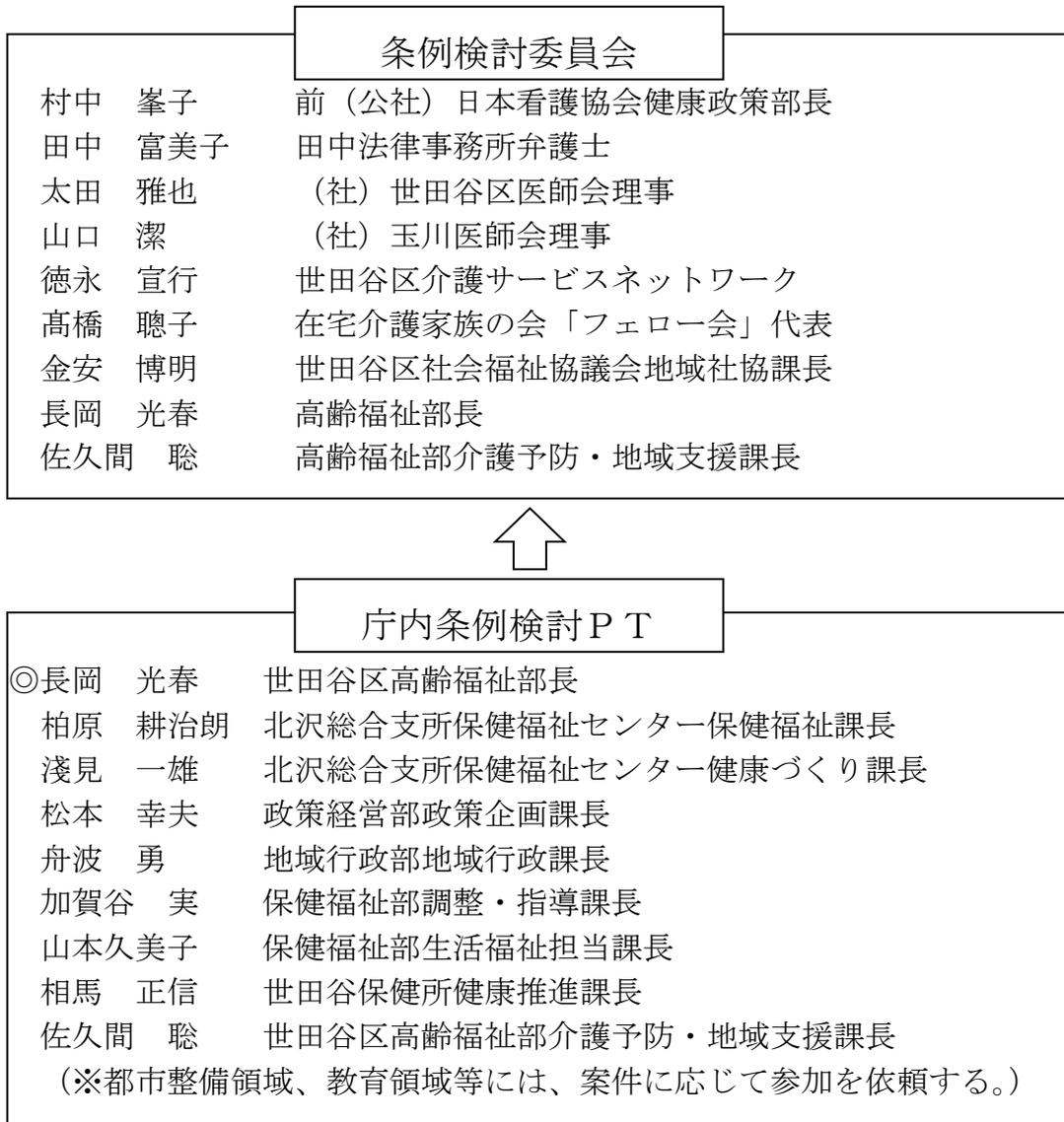
- (1) 認知症の人がその有する能力に応じ、その意思を尊重した支援を受けられるとともに、認知症の人の家族その他認知症の人と社会生活において密接な関係を有する者が必要な支援を受けられること。
- (2) 認知症に関する区民の理解が深められ、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるまちをつくること。
- (3) 認知症の人の置かれている状況に応じ、意思決定の支援が適切に行われるとともに、医療及び介護その他の福祉サービスが認知症の人の立場に立って行われること。

### 5 条例項目（案）

- (1) 前文
- (2) 総則
  - ①目的 ②定義 ③基本理念 ④区・区民・地域団体・関係機関・事業者の責務
- (3) 基本的施策
- (4) 認知症施策推進に関する体制

## 6 検討体制

条例検討委員会の設置に加え、世田谷区内部で構成する庁内条例検討P Tを設置して検討を進める。また、世田谷区地域保健福祉審議会や世田谷区認知症施策評価委員会に検討状況を随時報告する。



## 7 検討のスケジュール（案）

平成31年（2019年）

- 4月22日 第1回条例検討委員会（基本的な考え方）
- 5月下旬 第2回条例検討委員会（条例骨子案の検討）
- 6月23日 ワークショップ（認知症施策の状況報告、項目に盛り込む内容の検討）
- 7月上旬 第3回条例検討委員会  
（条例素案、シンポジウム・パブリックコメントの内容の検討）
- 7月下旬 地域保健福祉審議会（条例検討状況報告）
- 9月中旬 シンポジウム（条例素案の区民意見募集）
- 9月下旬 パブリックコメント（条例素案の区民意見募集）
- 11月上旬 第4回条例検討委員会（パブリックコメント実施結果報告の検討）
- 11月下旬 地域保健福祉審議会（条例検討状況報告）  
第5回条例検討委員会（条例案の検討）

平成32年（2020年）

- 2月下旬 第1回区議会定例会（条例案）
- 4月1日 条例施行

### 【参考】国の動向

- 平成30年7月 自民、公明両党が認知症の人を支える施策を国や地方自治体が総合的に進めていくための基本法案を、議員立法で2019年の通常国会に共同提出する方向。
- 9月 公明党が（仮称）認知症施策推進基本法の骨子案を策定。
- 12月 認知症に係る課題について政府一丸となって施策を推進していくため、認知症施策推進関係閣僚会議（議長：菅官房長官）が設置され、2019年5月頃に、大綱を取りまとめる予定。
- 平成31年1月 認知症施策推進関係閣僚会議のもと、施策全般について有識者が提言を行う「第1回認知症施策推進のための有識者会議」を実施。
- 平成31年3月 第2回認知症施策推進のための有識者会議において、今後の認知症施策の方向性（全体俯瞰図）（案）が示される。

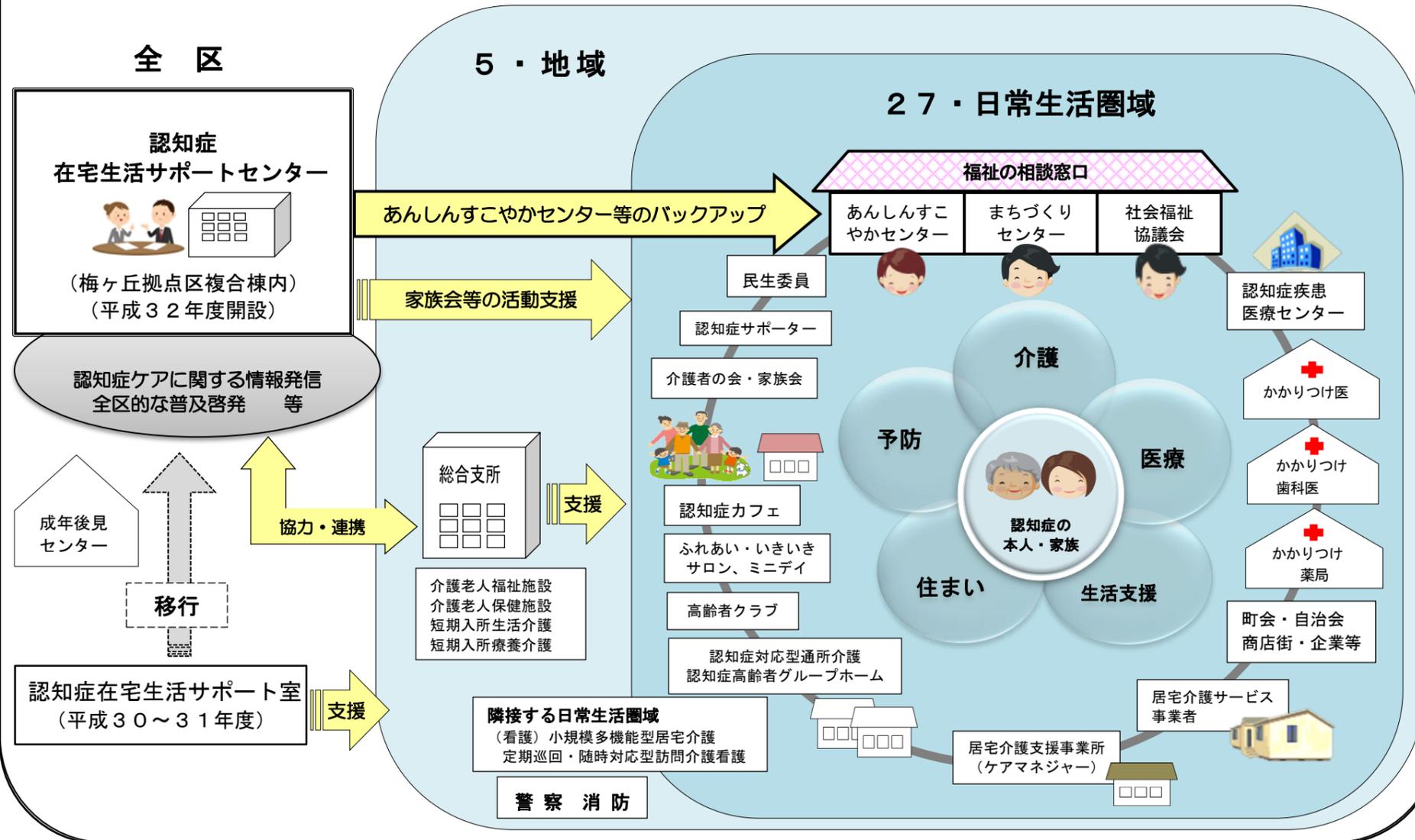
- ◆世田谷区基本計画（平成26年度～平成35年度）
- ◆世田谷区新実施計画（後期）（平成30年度～平成33年度）
- ◆第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくり

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想（平成25年11月策定）

- ① 訪問サービスによる在宅支援のサポート機能
- ② 家族支援のサポート機能
- ③ 普及啓発・情報発信機能
- ④ 技術支援・連携強化機能
- ⑤ 人材育成機能



# 認知症施策における区・区民・事業者の主な役割(案)

凡例: ●既存 ○新規(検討含む)

支援分類	支援内容	主な役割				備考(事業説明等)	
		区	区民		事業者		
			①個人(本人・家族) 本人のみに該当するのは◎	②地域団体・隣人等	関係機関 (医療・介護・福祉・社協)		事業者 (商業を営む一般事業者)
(1) 普及啓発	・普及啓発に関する事 ・認知症の気づきに関する事	●認知症講演会 ●認知症サポーター養成講座 ●認知症ケアパス ●せたがや高齢・介護応援アプリ ●若年性認知症リーフレット	●各種講演会等への参加	●町会・自治会や高齢者クラブ等の 認知症サポーター養成講座への参加	●各種講演会等の開催 ●サロン・ミニデイでの認知症気づき チェック	●認知症サポーター養成講座への参加	
(2) 認知症予防の 推進	認知症発症の遅延 に関する事	●認知症予防プログラム(フレイル含む) ●まるごと介護予防講座	●各種講演会等への参加	●認知症予防プログラム修了生による 自主活動	●各種講演会等の開催	●各種講演会等への参加	
(3) 相談体制の整備	軽度認知障害(MCI)からの意思決定 支援に関する事	●私の覚書(認知症ケアパス内) ○人生会議【※1】の普及啓発	●意思決定支援者としての関わり ◎私の覚書、エンディングノートの活用	●意思決定支援者としての関わり ●私の覚書、エンディングノート等の活用	●意思決定支援者としての関わり ●命のバトン(社会福祉協議会)【※2】 ●エンディングノート ○人生会議の普及啓発	—	※1 人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組みのこと。 ※2 救急時に必要な名前、緊急連絡先、体の状態などを専用ケース(命のバトン)に入れ、冷蔵庫のドアポケットに保管しておくもので、万が一の時に適切な救護や緊急連絡先との連絡ができ、素早く適切な対応につながる。
	認知症の気づき相談 に関する事	●各総合支所保健福祉センター保健 福祉課での相談 ●福祉の窓口(まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社協) ●もの忘れ相談窓口(あんしんすこやかセンター) ●もの忘れチェック相談会	●各種事業の利用	●地域での気づき・通報	●民生委員・児童委員 ●居宅介護支援事業所 ●かかりつけ医・かかりつけ歯科医 ●かかりつけ薬局 ●認知症疾患医療センター【※3】 ●世田谷区もの忘れ診断地域連携(クリティカルパス)【※4】 ●訪問診療 ●訪問看護 ●サロン・ミニデイでの認知症気づき チェック	●商店街等での気づき・通報 ●民間保険制度(疾病保険・損害保険等)	※3 認知症に関する専門医療相談や診療(診断)、認知症に伴う行動・心理症状への対応や合併症への対応を行っている、都が設置している医療機関のこと。 ※4 地域の身近な医療機関ともの忘れ診断ネットワーク病院(専門医療機関)が連携して、専門の医療機関などに紹介し、専門的な検査や治療などにつなげていく仕組みのこと(地域の身近な医療機関への相談が必要)。主催は、世田谷区医師会・玉川医師会
	認知症の診断や助 言等支援に関する 事	●認知症初期集中支援チーム事業 ●医師による認知症専門相談 ○認知症検診推進事業	●各種事業の利用	—	●かかりつけ医・かかりつけ歯科医 ●かかりつけ薬局 ●認知症疾患医療センター【※3】 ●世田谷区もの忘れ診断地域連携(クリティカルパス)【※4】 ●訪問診療 ●訪問看護 ●介護療養型医療施設	—	
(4) 医療及び介護 等の支援	身体的ケアや認知 症ケアの支援に関する 事	●介護予防・日常生活支援総合事業【※5】	●各種事業やサービスの利用	—	●居宅介護支援事業所(再掲) ●訪問看護(ホームヘルプ) ●訪問入浴介護 ●夜間対応型訪問介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●(看護)小規模多機能型居宅介護 ●短期入所生活介護(ショートステイ) ●短期入所療養介護(ショートステイ) ●介護老人保健施設 ●通所介護(デイサービス) ●認知症対応型通所介護 ●通所リハビリテーション(デイケア) ●訪問リハビリテーション	—	※5 介護保険制度の改正に伴い、これまで要支援1・2の認定者に対して、予防給付として提供されていた全国一律の訪問介護(ホームヘルプ)及び通所介護(デイサービス)を、地域の実情に応じて多様な生活支援ニーズに応えるサービスを総合的に提供できる仕組みのこと。
	若年性認知症に関する 事	●障害者自立支援法に基づく自立支援 給付(介護給付・訓練等給付など) ●認知症当事者のための社会参加 型プログラム開発事業【※6】 ○認知症本人交流会	●各種講演会等への参加	●地域での気づき・通報	●認知症対応型通所介護事業所での 社会参加型プログラムの活用	●各種講演会等への参加 ●事業所職員に対する気づき ●雇用継続に関する支援 ●産業医との連携 ●社会参加型プログラムとしての活動 メニューの提供	※6 若年性認知症を含む軽度認知症の人が自ら意欲的に参加できる軽作業やボランティア活動等を行うデューサープログラムを開発し、認知症対応型通所介護事業所において実施する事業
	経済的支援に関する 事	●各種手当・障害年金 ●生活保護 ●自立支援医療(精神通院医療)	—	—	●医療機関での自立支援医療の啓 発	●雇用継続に向けた取組み ●民間保険制度(疾病保険・損害保険等)	
	住まいに関する事	●住まいサポートセンター【※7】 ●福祉用具の貸与、福祉用具購入費 の支給 ●住宅改修費の支給 ●サービス基盤整備	●各種事業やサービスの利用	—	●サービス付き高齢者住宅 ●有料老人ホーム ●認知症対応型共同生活介護(認知 症高齢者グループホーム) ●介護老人福祉施設(特別養護老人 ホーム)	—	※7 区民の住まいに関する相談について総合的に案内するとともに、高齢の方や障害のある方、ひとり親世帯の方の居住を支援する事業を行う。

認知症施策における区・区民・事業者の主な役割(案)

凡例: ●既存 ○新規(検討含む)

支援分類	支援内容	主な役割				備考(事業説明等)	
		区	区民		事業者		
			①個人(本人・家族) 本人のみに該当するのは◎	②地域団体・隣人等	関係機関 (医療・介護・福祉・社協)		事業者 (商業を営む一般事業者)
(5) 家族支援	家族支援に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェ</li> <li>●介護者の会・家族会</li> <li>●家族のためのところが楽になる相談</li> <li>●家族介護者のためのストレスケア講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェの利用</li> <li>●介護者の会・家族会の利用</li> <li>●各種事業への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェの運営・利用</li> <li>●介護者の会・家族会の運営・利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェの運営</li> <li>●介護者の会・家族会の運営</li> </ul>	—	
(6) 権利擁護	権利擁護に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度(成年後見センター) 【※11】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区民成年後見支援員としての活動</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東京都消費生活総合センター</li> <li>●家庭裁判所(成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人等)</li> </ul>	—	<p>※11 成年後見センターは、①あんしん事業(地域福祉権利擁護事業) ②成年後見制度利用支援 ③あんしん法律相談等を行う。</p>
(7) 安心安全の確保	安心安全に関する こと 徘徊等行方不明に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活センター(消費者被害)</li> <li>●東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイト</li> <li>●高齢者見守りステッカー</li> <li>●免許返納制度</li> <li>○事故救済制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーターとしての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域としての気づき・通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーターとしての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者見守り協定の締結事業者による活動【※10】</li> <li>●上記事業者以外の一般事業者の見守り</li> <li>●認知症サポーターとしての活動</li> <li>●民間保険制度(疾病保険・損害保険等)</li> </ul>	
(8) 地域づくり	見守りネットワーク 等に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町会・自治会(地区高齢者見守りネットワーク)</li> <li>●民生委員ふれあい訪問</li> <li>●高齢者安心コール</li> <li>●あんしん見守り事業</li> <li>●高齢者見守り協定</li> <li>●高齢者見守り協定連絡協議会(警察・消防等との連携)</li> <li>●配食サービス</li> <li>●緊急通報システム</li> <li>●ごみの訪問収集</li> <li>●福祉電話訪問</li> <li>○認とも【※8】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーターとしての活動</li> <li>●ボランティアによる訪問活動</li> <li>●世田谷区生涯大学修了生等の協力員による活動</li> <li>○認とも【※8】としての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での気づき・通報</li> <li>●町会・自治会等の活動</li> <li>●まちなか協力者としての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーターとしての活動</li> <li>●民生委員・児童委員の活動</li> <li>●せたがやはいかいSOSネットワーク(社会福祉協議会)【※9】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店等での気づき・通報</li> <li>●高齢者見守り協定の締結事業者による活動【※10】</li> <li>○認知症サポーターとしての活動</li> </ul>	<p>※8 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアで一定の資質を有する者(例えば、認知症サポーターの上乗せ講座修了した者)が、認知症地域支援推進員の企画・調整の下、認知症の人の居宅を訪問して、一緒に過ごす取組みのこと。</p> <p>※9 認知症などにより徘徊している方を発見する地域の方々の見守りによるネットワーク事業。SOSメールを配信し日常生活の中から早期発見を行う「メールSOSネットワーク」と、発見・連絡・保護を行う「まちなかネットワーク」の2つで構成。</p> <p>※10 「要支援者情報の提供に関する協定」・・・21事業者 みずほ銀行等金融機関、世田谷新聞販売同業者組合、5生活協同組合、東京都水道局、東京ガス等 「認知症高齢者等の在宅支援における相互協力に関する協定」・・・2事業者 世田谷信用金庫、昭和信用金庫</p>
	社会参加・社会交流 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェ</li> <li>●会食サービス</li> <li>●地域デイサービス</li> <li>●認知症予防プログラム(再掲)</li> <li>●認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業【※6】</li> <li>○認知症本人交流会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェの利用</li> <li>●会食サービス協力員としての活動</li> <li>●認知症サポーターとしての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェの運営・利用</li> <li>●会食サービス協力員としての活動</li> <li>●ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイ</li> <li>●高齢者クラブ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェの運営</li> <li>●丸認知症対応型通所介護事業所での社会参加型プログラムの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会参加型プログラムとしての活動メニューの提供</li> <li>●認知症サポーターとしての活動</li> </ul>	
(9) 人材育成	人材育成に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉人材育成・研修センターにおける認知症ケア研修</li> <li>●認知症ケアプログラム推進事業【※12】</li> <li>●認知症サポーターステップアップ講座</li> <li>●認知症サポーターフォローアップ講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種講座等への参加</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症ケア研修への参加</li> <li>●認知症ケアプログラム推進事業【※12】への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種講座等への参加</li> </ul>	<p>※12 公益財団法人東京都医学総合研究所が開発した認知症の行動・心理症状を軽減するプログラムを活用し、区内でサービスを提供する介護サービス事業所における認知症ケアの質の向上を図ることを目的とする事業。</p>